

発表レジメ

アジアの長い 20 世紀

谷口 晋吉

発表の目的

21 世紀の東アジアが、人々に開かれた安定的発展を遂げるための政策的な前提条件を、「アジアの長い 20 世紀」という大きな歴史的な視野の中で考察すること。

<I アジアの「長い 20 世紀」>

1 長い 20 世紀とは

現代の東アジアを歴史的に俯瞰するにあたり、その始点として、おおよそ 19 世紀中ごろの政治的・経済的激動を想定することが適切。その分水嶺となる時点と出来事は、

中国：アヘン戦争（1842 年）－黄河（アメリカ種綿花）

朝鮮半島：日韓修好条約（1876 年）－米

日本：日米通商条約（1854 年）から明治維新（1868 年）－絹

タイ：ボーリング条約（1855 年）－チャオ・プラヤ河（米）

ミャンマー：ビルマ戦争（1830 年代）－下ビルマのなどの大河デルタ地帯（米）

インド：政治面はベンガル管区割譲（1765 年）、経済面は鉄道建設（1851）－インドのガンジス河（ジュート）、パンジャーブ地方（小麦、綿花）、デカン地方（綿花）、アッサム地方（茶）

その他にも、ヴェトナムの紅河（米）、フィリピン（サトウキビ、黄麻）、インドネシアのスマトラ（サトウキビ、コーヒー）、マラヤ（ゴム、椰子油、錫）、台湾（サトウキビ、米）などの各地の世界市場向け商品（世界商品）生産のために未開地の大規模開発が行なわれ、国や地域により多少前後するが、1850 年代ころまでにアジアのほぼ全域において社会経済の急速な変化が始まり、多くの地域では文字通り景観が一変した。これらを一括してアジアにおけるグローバリゼーションの第 1 過程と位置づける¹。

この展開を推進した原動力は、世界市場＝世界需要の拡大であり、イギリスを中心とした帝国主義諸国の飽くことのない商業活動であり、競合する諸帝国の領土拡張であった。

2 グローバリゼーション第 1 過程の問題点

新たな大規模開発事業によって巨大な富が生み出されながら、その大半が宗主国に流出し、アジア諸国には低開発性と貧困の構造が根強く存続し、世界市場に連結した活発な経済活動が地域内における住民の生活の質を高めることにつながらなかった。

¹ なお、第 2 次世界大戦後のアジア諸国の独立から現在に至る時期をグローバリゼーションの第 2 過程と呼びたい。より正確に述べるなら、第 1 過程の後期（1930～40 年代）から第 2 過程の初期（1950～70 年代）にかけては、世界は幾つかのブロック（帝国ブロック、東西ブロック）に分かれグローバリゼーションの一定の後退が見られたが、ヴェトナム戦争の終結（1975 年）、ベルリンの壁の崩壊（1989 年）、ソ連におけるペレストロイカ（1986 年）などを経て、再び、グローバリゼーションは盛期を迎えたということになる。

その理由として、1. 開発事業が、ヨーロッパ系企業やそれと提携した現地協力者の資金、技術、販売力によって実施され、宗主国系企業と現地協力者たちが生産と流通を支配し、その利益の大半を手中に収めた。2. 欧米・日本の帝国主義諸国のアジア支配に抵抗する運動は、ことごとく退けられたし、帝国主義諸国によってアジア諸国の近代以前の非民主的な政治体質を引き継いだ現地政権が温存されたり、文化的・政治的・民族的対立が利用されたりした。3. 現地社会は、教育、保健衛生、経済的インフラストラクチャなどにおいて発展から取り残され、低開発の状態が継続した。4. 社会・経済・政治の近代化の道を進むためには、いくつかの基本的なステップを踏み、必要な条件を満たしていかななくてはならない。19世紀中ごろまでにその条件を満たした国は非常に少なかった。確かに植民地支配は多くの富をアジア諸国から奪い、経済発展に不可欠な資本蓄積、資本形成を阻害したが、植民地支配がなければアジア諸国が順調に発展の道を辿っていたとは必ずしもいえない。近代化の道を進むには、アジア社会は自己革新を行わなくてはならなかった。

<II 南アジアの「長い 20 世紀」>

第 1 節で設定した問題を南アジア（英領期にあってはインドとほぼ重なる）という場において具体的な史実に基づきより詳しく考察し、生活の質の向上を伴う成長・開発²やガヴァナンス、市場構造への一般的指針を獲得することが本節の目的である。

1 植民地インドのガヴァナンス

インドにおける英国植民地支配が始まった 1765 年から 1858 年までは、英領インドの統治者はイギリス国王からアジアにおける独占的貿易活動の勅許状を得たイギリス東インド会社であった（会社統治の時代）。1857 年インド大反乱は、イギリス統治者に大きな衝撃を与え、これを契機として、統治形態が変化し、1858 年からは、イギリス本国政府内にインド大臣が設けられ、彼と彼が統括するインド省の命令下に、現地インドに植民地支配を実施するインド政府が置かれて実際の統治を行うという 2 重の統治形態に移行した。そして、基本的にはこの支配体制が 1947 年のインド独立まで続いた。

2 貿易の流れ

会社統治時代初期にインドの最大の輸出額を誇っていた綿布は英国ランカシャに勃興した工場製綿業によって海外市場を奪われ、1820 年代には輸出額は殆どゼロに落ち込んだ。藍も 1830 年代、40 年代に過剰生産や自転車操業により破滅的な危機を何度も迎えた。こうしてインド産品輸出は停滞期に入った。

19 世紀中ごろに、インドとイギリスの間の経済関係に大きな変化が生じた。後掲表が示すように、1850 年代に入って貿易額が激増した。これは、鉄道建設（50 年代）の開始、原

² アマルティヤ・センの用語を意識して、「経済開発」とせず「開発」としていることに注意を願いたい。センにおいては、「開発」とは「自由」の拡大であり、一人当たり国民所得の成長で計測される所得の単なる向上だけではなく、より広義な社会や文化や福祉などをも含めた成長の質、生活の質の向上を意味している。

料綿花輸出の急増（60年代）、アッサムの製茶業の発達（60年代）、原料ジュート輸出の拡大（70年代）、工場制綿製品輸出（70年代）、小麦輸出（80年代）など資本輸出と新たな世界商品の登場によってもたらされた。この変化は、<I>で素描したアジア諸地域のグローバリゼーションと共通する。第一次世界大戦による輸出の好・不況などを挟みながらこの世界貿易の成長の構図は継続したが、1929年世界大不況により一挙に崩壊する。とりわけインド農業への打撃は大きく、農産物輸出と農産物価格は1930年代を通して低迷を続け、農民は収入不足に喘ぐ中で、第2次世界大戦の時代に突入した。そして、1943年のベンガル大飢饉（数百万人の死者がでた）とインド・パキスタンの分離独立に伴う暴動という悲劇と大混乱を経て、1947年インドは独立を達成した。

植民地期インドの輸出入 (100万ルピー)

	輸出					輸入		
	藍	阿片	原綿	綿製品	茶	原料ジュート	ジュート製品	綿製品
1813	15.6	1.2	4					
1830	26.7	19.9	15.3					
1850	18.4	59.7	22		0.3	0.9	2.1	33.7
1870	31.8	116.9	190.8		10.8	19.8	2.1	135.5
1890	30.7	92.6	165.3	94.9	55	76	24.8	262.2
1910	3.3	127.6	360.5		124.6	154.9	170	390.3
1930	—	—	464.1	48	260	128.8	318.9	221.7

(出典) Dharma Kumar (ed.), *The Cambridge Economic History of India, Volume II c.1757-c.1970*, Cambridge University Press, 1982, Tables 10.12, 10.13, 10.14, 10.15&10.19 より作成。

3 インドのグローバリゼーション第1過程と「開発」

会社統治時代は、植民地支配の安定と宗主国の利益を最優先させ、インドの人々の暮らしへの介入は極力回避し、人々は伝統的な社会秩序に従って生活していけばよいという基本態度を取った。治安維持に関わる裁判、警察など司法には直接介入を行ったが、民生の領域は放置したのであり、東南アジアでオランダなどが採った複合社会の容認と軌を一にする。当然ながら、この時期には政府の公衆衛生、公教育³などへの関心は極めて薄かった。

1857年インド大反乱を契機として、民衆生活への一定の配慮が為されるようになり、ベンガル州では、1859年ベンガル地代法制定、地方自治関連諸法（1873年の村警察官法、1874年地方道路税法、1885年地方自治体法）が制定された。公教育に関して述べれば、植民地官僚を育成する英語によるエリート教育のみでなく、現地語による初等教育も始まった。だが、公教育への本格的な取り組みは、第1次大戦後まで待たねばならない⁴。

³ 教育に関して、ベンガル地方では1830年代になって初めて民間教育の現状調査が行われた。わが国の寺子屋のような民間学校が、予想以上に多数存在していた。

⁴ それまでは、政府の公教育体系の外にあった伝統的民間教育で実務を学ぶ学生のほうが圧倒的に多かったが、1920年代になると、公教育が民間教育を吸収していく。その流れを推進したのは、ジュートをはじめとする換金作物の導入に

1860年代に始まる農産物（特に、原綿、米、ジュート）の長期的価格上昇と作付面積の拡大により農業が繁栄を迎える中で、農民の中・上層は一定の経済力を獲得し、また、農地の潜在的な経済価値が上昇した。この結果、中・富農たちは、農地売買に対する地主の強い規制に反発し、広汎な反地主闘争が展開された。ベンガル州政府はこの事態をインド支配を揺るがしかねない農民騒擾と受け止め、様々な対応策が検討され、1885年のベンガル借地権法において一応の決着をみた。この法律によって、地主的土地市場に加えて、農民的土地市場が成立し、土地を担保として農民が金貸しから借金をすることも可能になった。

19世紀末から未曾有の繁栄がベンガル農村を訪れ、特にジュート栽培に適地の多い東ベンガル（現在のバングラデシュ）では、1870年代以降の鉄道路線、蒸気船航路の拡充に促されて、海岸線にひろがる広大な密林地帯の開発が一気に進み、人口増加も著しかった。また、ジュート適地を持つ農民はジュート栽培に集中し、自家消費米を地方市場から購入するというジュートと米の開発の連鎖も見られた。このように順調な展開を遂げたベンガル農業であるが、世界市場向け商品であるジュートに強く依存する構造を持ったために、1929年の世界大不況は深刻な打撃を農民経済に与えることになった。

ベンガル地方ではコルカタ近郊にジュート工場が建設され、1900年までにコルカタのジュート工業は英国ダンディーのジュート工業を凌ぐに至った。その大半は少数のイギリス系経営代理会社が経営したが、これら経営代理会社は植民地政府との太いパイプを持ち、英国から機械と技術者を導入し、労働者は近隣の貧困州ビハールから集めた。ジュート工場主たちは同業者団体（インド・ジュート工場協会）を組織して買い手独占の市場構造を構築し、ジュート農民の供給する原料ジュート価格を抑制し、高利潤を確保した。

4 植民地期インド工業政策の展開

インドではジュート工業の他に、鉄道業、工場制綿業、製茶業、製鉄業などの近代的産業が形成されたが、全体としては深刻な構造的問題を抱えていた。その理由を探ろう。

1) インド工業化の政府支援に対する英国産業界の反対

19世紀前半に会社政府はインドの綿業、絹織物業などの生産改良を図ったが、英国産業界から、そのような活動は英国の利益を損ねるから「会社は英国製造業の必要とする原料の輸出に活動を限定すべきである」という強い抗議を受け、改良努力を放棄させられた。

19世紀後半にも、同様の理由から、インド政府はインド工業化支援に消極的態度を続けた。だが、インドに一定の工業基盤を構築すべきであるという主張がリポン総督（1880-84）によって表明され、その下で工業教育、技術教育が開始され、商業・工業情報収集、コルカタ博覧会の開催（1884）、インド各州の産業調査（1890-）、鉱山資源調査を目的とする「地質調査局」創設（1904）などが進められたが、英国における「自由貿易主義」、「自由放任主義（レッセフェール）」の台頭により政府の経済介入の反対圧力が強まり、より積極的なインド工業化政策に結びつくことはなかった。

よる農民の経済的余裕の発生であったと思われる。

イギリス帝国防衛の観点から英国政府がインド国内に一定の工業基盤を育成すべしとするカーゾン総督（1899-1905）の下で、政府の工業化支援が一定の前進をみせ、1905年にインド政府に帝国通商産業局が設立され、さらに幾つかの州政府が州工業化へ向けて取り組みをはじめた。特に南部マドラス州の州政府は工業化に非常に積極的であり、州政府内に工業長官を任命し、先駆的企業を創業し、工業教育を推進し、工業情報局の新設をも検討した。さらに、1905年のベンガル分割反対運動の余熱の中で多くのインド知識人・民族資本家が英貨排斥・国産品愛用のスローガンの下に、インド工業化を実践に移し、中小工業を創業した。だが、本国のインド省大臣モーリーは、「自由放任」の思想に拠って、政府は工業教育や生産改良の情報提供にその役割を限定し、商業ベースの企業を設立すべきでなく、そのような投資は民間企業に委ねるべきだとして国家による工業開発への直接関与を拒絶した。そして、既に設立されていた州政府企業を廃止させ、これに関したマドラス州植民地官僚を罷免した。本国政府のこの強硬介入は、インド政府・民間に盛り上がっていたインド工業化への気運を押し潰してしまった。

だが、「自由貿易」の名の下における、インド工業化への政府関与の否定は、インド国内世論の強い批判を浴び、そして、何よりも第1次世界大戦の勃発により帝国防衛にとってインドにおける軍需製品生産が決定的に重要となったことによって、終止符が打たれた。そして、1916年にインド工業委員会を任命し、インド工業化における政府の役割の検討を開始した。

2) インド工業委員会

同委員会報告はインドの産業構造に決定的な弱点があることを指摘した。

インドの工業化は、主にヨーロッパ系企業が高い収益率の見込める少数の世界商品（綿製品、藍、ジュート製品、茶など）とそれを運ぶ鉄道、炭鉱、鉱山などに集中的に投資を行ってきた結果として達成されたものであり、殆ど全ての機械は、ネジ、釘、バネ、ワイヤー、チェーンに至るあらゆるパーツを含めて、主に英国から輸入された。この結果、1850年代初頭に鉄道建設が始まり、工場制綿業、ジュート工業などで世界有数の規模に達したにも拘らず、工作機械、蒸気機関、石油機関、重量起重機などはすべて輸入され、板ガラスや硬質ガラス、光学ガラス、自転車、バイク、自動車なども国内では生産できなかった。このように、植民地期インド工業の発展は極めて偏っていた。

その理由としては、1. 英国産業界がインド市場を有利な販売市場として維持するために英国政府に対して政治的圧力を行使して、インドを英国に原料や食糧を安価に輸出し、また、英国製品を大量に買う存在に留めようとした。2. インド国内で大きな資本をもち積極的な工業投資を行なったのはヨーロッパ人官僚・軍人・商人であるが、彼らの投資行動はインド政府との密接なつながりを利用しつつ、高収益な投資機会に資金を集中させるという形態が多かった。3. 商業銀行は全て短期貸付であり、起業するための長期的な投資計画には対応していなかった。従って、インド人資産家が、工業投資を行なうことが困難であった。

この現状認識に基づいて、インド工業委員会は、インド政府が工業化促進のために取るべき政策として、工業投入財を供給する基幹産業の育成、インフラストラクチャ（電力、運輸）整備、公的備蓄購入、産業金融、通産情報の提供、技術教育などを挙げた。

工業委員会報告は、最後に、政府が直営工場を設立することは望ましいことではなく、あくまで、政府は企業家に起業資金を融資し、工業、商業情報を提供し、販売組織を整備し、技術研修施設を設けて質の高い労働力を労働市場に供給することを主眼とすべきであると主張して、その為の政府組織として各州政府のもとに州工業局、中央政府のもとに中央工業局を設立することを勧告した。

3) インド財政委員会：財政自主権（保護関税） vs. 自由貿易

インド工業委員会の任命にあたって、同委員会への諮問事項から明示的に外された重大な事柄として財政自主権（保護関税）問題があった。これは、1913年以降、インド議会とインド国内世論が要求してきた政治的課題であった。1919年に英国両院特別委員会がインドに財政自主権を与えるべきであるという勧告を出し、さらには1921年3月のインド議会で財政自主権付与の決議が行なわれた。この内外の政治的圧力の中で、ついに同年6月にインド大臣がこれを承認した。この決定を受けて、1921年10月、インド政府はインド財政委員会を設置し、インド関税問題の包括的な検討を行なった。

会社政府統治期に、貴重な政府財源として、一般関税（3.5～5%）が賦課されたが、英国の綿製品に対しては、ランカシャ綿業界の圧力により、一般関税率の50%控除という手厚い優遇措置が与えられた。1857年インド大反乱によって政府財政が窮迫したので、一般関税率が10%に上げられたが、英国綿製品の特別措置は継続された。政府財政状況が回復するに従い関税率は引き下げられ、1882～94年には輸入関税が全廃され、自由貿易時代を迎えた。だが、1894年の世界的な銀価下落によりインド政府財政が悪化したので、一般輸入関税（5%）が再導入された。この時、英国綿製品にもその他の輸入品と同一の関税率が賦課されたが、英国綿業界は英国議会と政府に対して激しい抗議活動を繰り返し、この関税がインド国内綿業に保護的効果を与えることを阻止するために、インド国内産綿製品に対して輸入関税と同率の内国税を課させることに成功した。ランカシャ綿業界は政治的圧力を続け、1896年には英国綿製品への輸入関税を3.5%に引き下げさせ、かつ、同率の内国税をインド国内の綿工場の綿製品に課させた。この輸入関税と内国税の組み合わせは1914年まで継続した。

財政委員会発足までに存在した輸入関税は政府歳入不足を補う財政関税であり、工業化促進のための保護関税ではなかったとはいえ、関税の賦課がインド国内産業に一定の保護効果を与えたことは否定できない。第1次世界大戦に伴う政府財政の悪化により1916年に一般税率が7.5%に上げられ、さらに22年には15%にまで上げられる中で、英国綿製品の輸入関税率も上げられ、他方でインド産綿製品の内国税は3.5%に据え置かれたので、インド国内綿業に対しても4—11%の事実上の保護効果が発生した。だが財政的理由による輸入関税は、政府財政が好転すれば撤廃される可能性が高く、インド工業化支援効果は限

定的であった。

インド財政委員会は、インドにおいて保護関税制度を実施することに対する経済学的な正当性を次のように論じた。

保護関税賦課→輸入量減少→製品価格上昇（関税賦課による価格上昇＋供給縮小による価格上昇）→消費者の短期的損失の発生。だが、自然的な有利性→国内製造業者に輸入品に対する価格競争力を付与し、新規企業の参入が容易になる→国内生産量拡大→規模の経済による生産コスト下降→国内生産量増加→製品価格は、国内製造業者の提供価格に接近→国内の多数の同業者出現→価格低下→長期的消費者利益が発生。この場合には、保護関税の賦課は経済学的に正当化される。

保護関税は「自由貿易」原則からの逸脱であるという批判に対して、財政委員会は反論した。自由貿易は比較優位に基づく国際分業の理論であり、一般的な傾向を述べているに過ぎず、特殊事情下では有効性を失う。国際的競争状況においては、初期工業化の遅れが決定的なハンディキャップとなり、工業化が永続的に遅れる可能性が高い。後発経済は、訓練された労働者、技術者、工業インフラストラクチャ、運輸施設等を初めから形成しなくてはならず、新工業を興すに当たって不利な状況にある。自由貿易の下では、発達した工業国の存在は、他国の工業発展を阻害するから、後発国工業発展が遅れる。従って、国際分業論が常にあらゆる国の経済の全般的利益に適うとは言えない。一時的な保護関税を与えることにより特定産業の基盤構築が期待できる場合には、消費者に生じる短期的損失は、より大きな長期的利益によって償われるから、関税保護を与えることが正当化される。

だが、財政委員会は、保護関税が常に望ましい結果をもたらす訳ではないことを指摘している。まずは、農業労働者を雇う農民は、賃金と一般物価の上昇により損失を蒙る。その他の悪影響として、非効率的生産の存続、政治的腐敗、製造業者の談合などがある。保護関税を実際に導入するには、基準を設け、その実施・監督を行なう公的機関（関税局）を設置して、マイナスの影響を抑制しなくてはならないし、効果が限定される補助金を与える方が適切な場合もある。

4) インドの政府財政の植民地的限界

インドにおける工業化、経済発展に政府が特別な役割を果たすべきであるという認識は20世紀初頭になって一定の認知を得たが、それが政策として実施されたのは1920年代初頭になってからのことであった。この政策転換の原動力となったのは、アジアにおけるイギリス帝国防衛上の必要性に加えて、イギリス綿業界の政治的経済的弱体化、インド国内の財政自主権、保護関税を求める強い政治的世論などであった。

だが、インド政府は本国への重い債務（本國費）を背負わされ、また、インドから英国への富の移転を円滑に行なうために平価を高水準に保つことが求められた。インド政府は本国からのこの帝国の至上命令を守るために均衡財政を維持せざるを得なかった。政府による国内・海外からの資本の借入は本国政府によって厳しく監視され制限されており、また国内で増税を行なうことは政治的に困難であった。この結果、国内の経済基盤の整備、人的資源の

開発を推進する財政的な余裕はインド政府には殆ど残されていなかった。こうして、インド政府は、経済発展を推進するために必要とされる資本を調達することが出来ず、インド経済発展において期待される役割を果たすことは出来なかった。従って、保護関税の導入に成功したとはいえ、インド政府は、インドの工業化を推進し、長期的な消費者利益を実現して人々の生活の質を向上させるという重要な役割を果たすことは出来なかった。

5) インド独立までの動き

インド国内では財政自主権と保護関税に関する権利獲得運動が一段落すると、政治的課題は工業化政策から連邦制下の自治権拡大に移り、その中で中央政府と州政府の役割分担、権限と財源の分与などが議論され、1937年には国民による一般選挙によって選ばれ、大幅に強化された権限をもつ州政府が実現し、独立への道筋が見えてくる。だが、大恐慌の嵐により自由貿易、自由放任主義は凋落し、世界経済はブロック化へと向かい、そして、ついには第2次世界大戦に突入し、インドは戦時経済体制に移行した。

<III 展望：政府の役割・市場構造・市民参加・生活の質>

アジアにおけるグローバリゼーションの第1期の考察は、その第2期にあたる現代アジアに対して如何なる示唆を与えることが出来るのであろうか。

以上の考察で示唆されるように、経済発展を達成し、それが人々の生活の質の向上に結びつくにあたって重要なポイントとなるのは国民主権が存在することであるが、現代アジア諸国は多かれ少なかれこの条件を満たしている。だが、国民主権が存在しても、政府が腐敗していたり、あるいは、短期的な効率性を過度に重視する場合には、生活の質の向上は進まない。過剰な保護主義が政府の腐敗と多大な消費者損失をもたらした事例は、1950年代から80年代までの統制経済下のインドを含めて、枚挙に暇がない。近視眼的な効率性の追求や過剰な保護は、早晩、腐敗や低効率性などの壁にぶち当たる。それを乗り越えるために必要とされるのは政治的公平性である。政治的公平性が存在すれば、大衆の教育機会が拡大して人的資源が向上し、その結果、より高い労働生産性とよりよい賃金、そして、より大きな国内市場を出現させる。そして、これらの実現は、より高い次元における効率性を実現させる。では、政治的公平性はどのように実現できるのか。アマルティア・センの社会参加の議論がここで想起される。センの言うように、人々がいろいろな形で政治に参加し、政府の行動に対する監視と要求を行なう限り、民主主義の枠組みが存在すれば、政治家は選挙に勝利するために人々の意見に耳を傾けなくてはならない。それが政治の公平性を高め、人的資源の向上、市場の拡大をもたらし、その結果として、長期的に見れば、より高い次元の効率性と生産力を実現することが期待できる。そして、このようにして実現されたより高い生産力は、センの意味におけるより大きな「自由」、あるいは、より高い「生活の質」を実現する基盤を生み出すことになるであろう。